

## 総会

配布：一般

2012年10月25日

### 第66会期

議事日程議題 14 および 117

#### 2012年9月10日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/66/L.55/Rev.1 および Add.1)]

#### 66/290. 2005年世界サミット成果文書の人間の安全保障 に関する第143項のフォローアップ

総会は、

国際連合憲章の目的および原則、並びに国際法に対する総会の公約を再確認し、

2005年の世界サミット成果文書<sup>1</sup>、特にその第143項、および2010年7月16日の総会決議64/291を想起し、

国際連合の三つの柱である、開発、人権および平和と安全は、結びつけられまた相互に強化していることを認識し、

1. 人間の安全保障に関する総会決議64/291<sup>2</sup>のフォローアップについての事務総長報告書に感謝しつつ留意する。

2. 2012年6月4日に開催された、総会議長により計画された人間の安全保障に関する公式討論に留意する。

---

<sup>1</sup> 決議60/1参照。

<sup>2</sup> A/66/763.

3. 人間の安全保障は、加盟国国民の存続、生活および尊厳に対する広範な且つ分野横断的な課題を特定しまた対処することにおいて加盟国を支援する一つの対処方法であることに合意する。これに基づいて、人間の安全保障の観念に関する共通の理解は、次のことを含む。

(a) 自由にまた尊厳をもって、貧困と絶望なく生活する人々の権利。全ての個人、とりわけ脆弱な人々は、自らの全ての権利を享受しそして自らの人間の可能性を十分に開発する平等な機会とともに、恐怖からの解放および貧困からの解放に対する権利をもっている。

(b) 人間の安全保障は、全ての人々と全ての共同体の保護および能力と地位の向上を強化する人間中心の、包括的な、文脈特定のそして予防志向型の対応を求めている。

(c) 人間の安全保障は、平和、開発および人権の間の相互関係を認識し、そして市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利を等しく考慮している。

(d) 人間の安全保障の観念は、保護する責任とその実施とは性質が異なっている。

(e) 人間の安全保障は、武力による威嚇または武力の行使若しくは強制手段を必要としない。

(f) 人間の安全保障は、国の主体的取組に基づいている。人間の安全保障のための政治的、経済的、社会的および文化的条件は、国の内外でまた異なった基準時点でも、著しく異なるので、人間の安全保障は、地域の現実と両立できる国の解決策を強くする。

(g) 政府は、自らの国民の存続、生活および尊厳を確保するための主要な役割および責任を維持している。国際社会の役割は、現在のまた生じつつある脅威に対応するその能力を強化するため、その要請に基づいて、政府を補完しそして政府に対する必要な支援を提供することである。人間の安全保障は、諸政府、国際的および地域的機構並びに市民社会の中のより一層の共同作業と協力関係を要求している。

(h) 人間の安全保障は、国家の主権、領土保全および本質上国の国内管轄権内にある事項の不干渉に対する十分な尊重を含む、国際連合憲章に記されている目的と原則を十分に尊重して実施されなければならない。人間の安全保障は、国家の側に新たな法的義務を必要とするものではない。

4. 開発、平和と安全および人権は国際連合の三つの柱でありまた結びつけられそして相互に強化している一方で、開発を達成することは、それ自身の中心的目標であり、また人間の安全保障の発達は、持続可能な開発を現実化すること並びにミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標に貢献すべきことを認識する。

5. 国際連合人間の安全保障基金に今日までになされた貢献を認め、そして加盟国に対し、信託基

金に対する自発的拠出金を考慮することを招請する。

6. 同基金により資金提供された事業は、受領国の同意を受け取るべきでありまた国の主体的取組を確保するため国の戦略および優先事項に一致しているべきことを確認する。

7. この決議の条項に従って、人間の安全保障に関する総会の議論を継続することを決定する。

8. 事務総長に対し、報告に含めるためその点について加盟国の見解を求めつつ、この決議の実施に関しての、また国際的な、地域的なそして国のレベルでの人間の安全保障の経験に関する学んだ教訓に関しての報告を総会の第 68 会期に総会に提出することを要請する。

第 127 回本会合

2012 年 9 月 10 日